

平成25年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成25年9月6日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第16号直接審議（先議）
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
 - 日程第 7 常任委員会陳情付託
-

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英

14番 柴田 徹也
16番 佐久間 茂樹
18番 林 俊介
20番 高橋 利彦
22番 林 一哉

15番 木内 欽市
17番 日下 昭治
19番 嶋田 茂樹
21番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠直	副 市 長	加瀬 寿一
教 育 長	刃田 哲雄	秘書広報課長	堀江 通洋
行政改革推進課長	林 清明	総務課長	米本 壽一
企画政策課長 兼被災者支援室長	伊藤 浩	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	佐藤 一則	市民生活課長	馬淵 一弘
環境課長	新行内 弘	保険年金課長	加瀬 喜久
健康管理課長	野口 國男	社会福祉課長	加瀬 恭史
子育て支援課長	山口 訓子	高齢者福祉課長	石毛 健一
商工観光課長	堀江 隆夫	農水産課長	大久保 孝治
建設課長	高野 晃雄	都市整備課長	林 利夫
下水道課長	石毛 隆	会計管理者	宮應 孝行
消防 長	佐藤 清和	水道課長	鈴木 邦博
病院事務部長	菅谷 敏之史	病院経理課長	土師 学
庶務課長	横山 秀喜	学校教育課長	菅谷 充雅
生涯学習課長	佐久間 隆	体育振興課長	石嶋 幸衛
監査委員 事務局 長	田杭 平三	農業委員会 事務局 長	高木 寛幸

事務局職員出席者

事務局 長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
-------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（日下昭治） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第16号までの16議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、議案ご質疑申し上げます。

まず、ページ数からいきます。227ページ、翌年度繰越額、事故繰越しの件がありますが、これはどうして事故繰越しになったのかご説明をお願いいたします。3,789万円の件です。

○議長（日下昭治） 木内議員、それだけ。一括で。

○15番（木内欽市） そのごとにちょっと質問したいと思うので、一括のほうがいいですか。
（発言する人あり）

○15番（木内欽市） 全部やっちゃっていい、ああそう、それで質問は3回だけ、再質問は。
（発言する人あり）

○15番（木内欽市） 分かりました。

それと、あと229ページ、これもやはり事故繰越しの件です。道路補修工事。

それと、231ページ、翌年度繰越額6,539万1,601円と、その下にも同じ事故繰越しがあります。この3件についてお尋ねをいたします。

次に、ページ数が263ページです。やはりこれも事故繰越しがございますので、この事故繰越しの件についてです。

最後に、345ページ、同じく事故繰越しがございますので、この件について、どうして事故繰越しになったのか説明を求めます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、ちょっと順不同になっちゃいますけれども、263ページの翌年度への事故繰越しについてお答えいたします。

1,659万円です。これは、椎名内の津波避難タワーの工事3,318万円のうち、2分の1の1,659万円を平成25年度へ事故繰越ししたものです。その理由ですけれども、タワーの設置スペースや作業スペース及び資材保管場所が狭かったこと、強風や雨による天候不順が続いたこと、これによりまして当初の工期、これを変更したものでございます。工期は25年3月25日を4月10日に変更したものです。

以上です。

○議長（日下昭治） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、事故繰越しの内容につきまして説明させていただきます。

最初に、227ページの事故繰越し378万9,450円でありますけれども、平成24年度の交通安全施設整備工事その5の工事全額を平成25年度へ事故繰越ししたものであり、理由としましては、水路防護柵の材料製造に日数を要したため繰越ししたものでございまして、工事のほうは25年4月に完了しております。

続きまして、229ページの備考欄4の道路維持補修事業の事故繰越しでございますけれども、この工事は、道路維持補修事業として平成22年3月に補正した予算を平成23年度へ繰越明許したものを平成24年度へ1,520万6,500円を事故繰越ししたもので、工事の内容は、松ヶ谷の協同館付近の市道の道路修繕とのかみ面保護工でございます。完成は24年6月に終わっております。この工事につきましては、前払金が1,391万円生じております。繰り越しの理由としましては、工事に伴う電柱の移転及び特注のガードレール兼転落防止柵の製造に不足の日数を要したためでございます。

続きまして、231ページの事故繰越しですが、まず、15節の工事請負費の事故繰越し5,696万9,450円の内容でございますけれども、この内容は、平成24年度に道路新設改良事業として執行した四つの工事を25年度へ事故繰越ししたものでございます。一つは、飯岡地区の新しい飯岡中の横の市道の改良事業で、繰り越し理由としましては、電柱移転に時間を要し、1,549万5,000円を平成25年度へ事故繰越ししたものでございます。この工事につきましては、

前払金が1,548万円生じております。2番目は、滝郷地区の排水工事でありまして、この繰り越し理由は、材料の調達に時間を要したため、10万8,500円を平成25年度へ事故繰越ししたもので、前払額は280万円を支払ってございます。次に、3番目は、蛇園南地区流末排水整備工事における国道の工事区間でありまして、電柱の移転に不足の日数を要したため、4,021万950円を平成25年度へ事故繰越ししたものでございます。この工事につきましても、前払い金が3,333万円生じております。最後の4番目の工事は、飯岡海上連絡道三川蛇園線の道路改良工事の附帯工事であり、繰り越し理由につきましても、材料の調達に不足の日数を要したため、115万5,000円を平成25年度へ事故繰越しいたしました。この4本の工事については、既に工事は完了しております。

続きまして、17節の公有財産購入費の事故繰越しでございますけれども、まず、事故繰越しのうち395万4,225円については、当該土地に設定されておりました仮差押さえ等の解除に時間を要したため、25年度へ事故繰越ししたものでございます。

続きまして、22節の補償補填及び賠償金ですが、事故繰越し446万7,936円については、東京電力やN T Tの電柱の移設に不足の日数を要したため、25年度へ事故繰越ししたものでございます。

続いて、345ページ、道路橋梁災害復旧費の15節工事請負費の事故繰越し1,246万8,750円でございますけれども、平成23年度発生の道路災害復旧工事の岩井地先の海上キャンプ場、龍福寺付近の道路災害復旧工事を24年度へ繰越明許したところ、湧き水が多く発生し、その対策のため工事が遅延したため事故繰越ししたものでございます。この工事につきましても、前払いと出来高払いということで、平成24年度までに5,315万6,250円を支払い済みで、工事のほうは24年4月に終了しております。

続いて、347ページ、22節の補償補填及び賠償金の事故繰越しですが、この道路災害工事の工事延長に伴い、工事用迂回路の借地料及び電柱をもとの場所への移転費用として56万9,950円を平成25年度へ事故繰越ししたものでございます。

また、備考欄3の道路橋梁災害復旧費の事故繰越し6,050万2,500円については、23年度予算の東日本大震災による道路復旧工事14路線が震災の影響で官民境界を確認する作業が難航し、また人員等の不足のため着手できず、24年度へ事故繰越しをしたものでございます。

以上です。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 229ページ、今、建設課長が繰越明許費を事故繰越ししたということ

でございますが、法的には問題はないでしょうが、繰越明許したものはできるだけ事故繰越しをしないようにという、こういうことでございますが、なるだけこういうことのないようにということで質問をさせていただきました。

この事故繰越しという言葉、合併になってからちょいちょいたびたび聞くんです。旧町的时候には事故繰越しなどというのは恐らく私の記憶では1件もなかったんですが、本来ですと会計年度独立の法則というのがありまして、例外的に認められているのが繰越明許費であるとか事故繰越しであろうかと思いますが、この事故繰越しの乱用は避けるべきだと、議会としてもこれは干渉しなければならないと、こういう指導がありますので、それで質問をさせていただきました。

それでお伺いしますが、蛇園連絡道の場合、蛇園の場合に不用額が非常に多いんですが、これはあれですか、事故繰越しとは関係ありませんが、用地が買収できなかったから不用額が出たとかそういう関係ではないんですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 蛇園連絡道につきましては、用地買収ができなかった区間ですが、そういうものがありまして不用額ということで発生いたしております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ですから、こういう当初予算を組むときには、買収できるというつもりで予算を組んであるわけですね。繰越明許の場合はあらかじめもう次年度にまたがるからこれは問題ないんですが、この場合には全く想定外の事故繰越しは、この文面のとおり、事故があったときに初めて使えるシステムでありまして、当初、用地の買収が困難ということは想定していなかったということでよろしいんですか。

○議長（日下昭治） 木内議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） こちらの蛇園連絡道路ですが、この不用額というのは事故繰越しとは別に切り離したもので、あくまでも事故繰越しは明確な理由があつて繰り越したものですけれども、この不用額につきましては、事業を実施ということで努力しておったんですけれども、地権者の方の同意が得られずに工事ができなかったため、結果的に不用額となってしまったものでございます。

○議長（日下昭治） 3回の質疑は終了したわけでございますけれども。

○15番（木内欽市） もう1回だけ特別にお願いできますか。

○議長（日下昭治） では、木内欽市議員。

○15番（木内欽市） すみません。ですから、一番私申し上げたいのは、予算を最初作るときによく検討して作るんでしょうけれども、最初に予算を盛っちゃって何にも執行できないと。例えば事故繰越し、例を挙げれば建設業者に頼んだけれども台風とか大風が来ちゃってやむを得ない場合にやるのが事故繰越しで、本来の意味だと思うんですよ。ですから、予算を今度作成するに当たって、何でも予算を最初に盛っちゃって、できない場合は全部事故繰越しと、これではやはりまずいということで申し上げさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（日下昭治） 木内議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、9号議案の12ページ、一部事務組合負担金についてお尋ねするわけですが、この6億5,189万1,000円の具体的な減額の理由について。

それから、17ページ、病院事業会計繰出金について、6億8,135万4,000円の具体的な理由について。

2点お尋ねをします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、12ページです。1行目、一部事務組合負担金についてお答えいたします。

この負担金につきましては、千葉縣市町村総合事務組合に納付しているものであります。平成25年度から退職手当一般負担金の減免適用額が60億円に引き下げられました。旭市の平成24年度末負担金の総額から退職手当支給総額、これを引いた累計収支差は80億3,309万261円となったわけであります。この累計収支差と減免適用額60億円の差は20億3,309万261円となります。旭市の平成25年度一般負担金は18億5,653万5,046円ですので、旭市の退職手当一般負担金はゼロになりました。一般負担金の市側、市長部局と申し上げたいと思います。市側と病院側、中央病院の内訳につきましては、市側は6億8,135万3,527円、中央病院側は11億7,518万1,519円で、具体的な理由はということです。今回の補正は、この市側のうち、一

般会計分の一般負担金 6 億 5,189 万 1,000 円を減額補正するものでございます。

次に、17 ページの一番下段になります病院事業会計繰出金についてお答えいたします。

旭市全体での累計収支差は負担金と退職手当の差、これがプラス 80 億 3,309 万 261 円ですが、市側、市長部局と中央病院に分けますと、市長部局、市側はマイナス 29 億 6,361 万 6,961 円、中央病院ですけれども、今度はプラスになります。109 億 9,670 万 7,222 円となっています。今回、旭市が減免されるのは、中央病院の納付した負担金が 109 億円余り多いという累積収支に起因するものであるわけです。そのため、市側の一般会計と、先ほど申し上げました一般会計分と特別会計、企業会計分の合算した一般負担金合計 6 億 8,135 万 3,527 円分を中央病院に繰り出す、こういったものでございます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20 番（高橋利彦） それではお尋ねしますが、最高 60 億円ということですね。その差は減免されるということで、そういう中で 6 億 5,100 万円ですか、これは水道会計やほかの企業を除いた金額ということでよろしいかと思うわけですが、そういう中でこの問題については理解しました。

そして、17 ページでございますが、この病院事業会計繰出金 6 億 8,135 万 4,000 円ほどあるわけですが、これはなぜ病院に繰り出しをしなければならないのかということは、私、減額だけでいいと思うんですよ。あえて市が、これは今年からこの制度は始まったわけでしょう、前は全然関係ないわけですよ、前の分は戻していくことを全然うたっていない。今年からですから市が払う必要はないと、中央病院もただ減額だけでいいと思うのを、なぜ市から出さなくちゃならないのか、その点お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今年から始まった制度、なぜ出さなくてはいけないかということになるわけでありまして。確かにこの制度そのものは以前からあったわけでありまして。たまたま今年からというのは、今まで 76 億円という基準額が今年から、この 25 年の今年から 60 億円になった。だから、制度としてはもともとあったんです。ですので、今年から始まったということではなくて、それは前々からあったけれども額が下がった、減免の基準額が下がったということで、まず理解してもらいたいと思います。

そうしますと、中央病院分と旭市分の全額が今年はゼロになったと、これ今までかつてこんな差があったことはもちろんありません。ですので、先ほど申し上げましたように、こち

らから見て多く納め過ぎている中央病院と、多くもらっている市分ということで、それは全額返してもらったわけですから、返してもらったというか、全額というかゼロになったわけですから、それは市の分は病院にという考えに基づいて繰り出すと、こういうふうになったわけであります。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 会計上は市とそれから病院、これは別なのは理解できます。それを行った場合は、今度は何ですか、ほかの市長部局というんですか、ほかの水道会計を含めた、これだってそういう結果になると思うんです。それと同時に、これが返ってくるのならいいんですよ、制度上は返ってこない。60億円アップだからそれ以上は返しますよとかそういう条項があれば別に、そういうことがない中で、ただ減らすだけで私はいいいと思うんです。これ一般会計から出ていくわけでしょう。ちょっと私は制度的におかしいと思うし、それから6億8,100万円、中央病院返したらちょっとこれ、それでもやりますけれども、中央病院は約7億7,500万円ほど減額しているわけです、今度。そうしますと、これ足しますと14億5,000万円ほどになっちゃうんです。そうしますと、中央病院のこの11億7,600万円ですか、これオーバーしちゃうんですよ。そうすると、この負担金の金額がだいぶ違っちゃうわけです。経理上、本来なら正しい経理をしていかなければならないのが、今度は中央病院が本来の計上金額よりこれらの数字が少なくなっちゃうんですよ、ちょっとその辺、矛盾していると思うんです。

だから、何だかんだ言ってもあれですけども、なぜそれを返さなければならないのか、減額で私は済むと思うんです。その辺、再度お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） このなぜというのは、これは高橋議員は減らすだけで、やる必要ないんじゃないですかという、きっとそうだと思います。でも、なぜというのは先ほどお答えしたとおり、納め過ぎているほうともらい過ぎているほう、もらい過ぎているというかもらった金額が多いところとのバランスだけですので、考え方の違いだと思って、この辺は高橋議員にはご理解をいただくしかないのかなというふうに思っています。

申し訳ございません、以上でございます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の質疑は終わります。

続いて、木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、議案第9号についてご質疑申し上げます。

ページ数が14ページです。農林水産業費ですか、たまたまこれ昨日の新聞に旭市が重油費助成と、このことだと思うんです。恐らくキュウリ、イチゴ、トマト、そういう農家からの要望があつてこの予算をつけたということでございます。2,000万円ですか。ということであれば、例えば苦しいのはみんな一緒であつて、例えば漁業にしたって燃料が上がってますし、畜産にしても今円安で飼料が非常に高くなって、もう鶏も豚も牛も全部今赤字だと、このような状況でありますので、やはりこういうのを申請すればこのような方々も該当になるのかなということをお尋ねします。

限られちゃうので一緒にやります。それと、あとこの重油が2,000万リットルってどのぐらいの量か分からないんですが、1件当たり大体、大ざっぱで結構です、1件当たりどのぐらいの補助金いくのかちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、お答えを申し上げます。

まず、他の業種でございます。漁業用の燃料でございます。こちらにつきましては、国のほうでやはり漁業経営安定対策の一環として実施しております。今回、市のほうは基準単価を90円と設定しておりますが、漁業に関しましては、既に国の対策事業として実施されておきまして、従来はいわゆる基準単価が65円でございます。ですから、農業と比較しますとかなり低額な部分で実施いたします。さらには、24年度の国の補正で特別対策が実施されておきまして、この枠ですが、国のほうの野菜に関しましては生産者と国で1対1の割合での出資、それから補填をする仕組みになっております。漁業の場合ですが、特別対策におきましては、国が3、漁業者が1とかなり手厚い対策が講じられております。

それともう一つ、畜産のほうでございます。畜産に関しましては、既に国の補正予算、24年度からの補正予算でございますが、飼料穀物の備蓄対策事業、それとこのほかに畜産の経営安定対策事業、これは肥育牛、いわゆる肉用牛あるいは酪農にもございます。それと、豚に関しましては養豚経営安定対策事業というものはもう既に実施されております。あくまでも今回補正で組ませていただきましたものは、野菜経営者に対しての制度がまだまだ厳しいということで、あくまでも経営安定対策の一環として、今回1リッター1円を助成するというものでございます。

それと、件数でございますが……

(発言する人あり)

○農水産課長（大久保孝治） 件数のほうは、申し訳ございませんがちょっと私ども把握が全部できておりません。作付面積でいきますと、新聞報道がございましたとおり、今こちらで把握しているものは272.3ヘクタール相当になります。ちなみにですが、各品目ごとの量でございます。まず、キュウリ、これは旭市での年間の使用量が1,066万8,000リットルでございます。続きまして、トマト、こちらが172万8,000リットル、ミニトマト、237万6,000リットル、イチゴに関しましては218万4,000リットル。なお、切り花等には151万2,000リットルというような、このデータに関しましては千葉県のほうからいただいたデータです。これらを集計いたしましたものが年間で約2,000万リットルということで数字を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 今、量を言っていただきました。大体2,000万円が、だからこうやって見るとキュウリがおおかた大半を占めているわけで、キュウリ農家が約200軒だから単純にやると1件10万円ぐらいかなと思う、そのぐらい、その程度のものですか。うなずいてくれればそれで結構です。

それであれば、同じようなことが、野菜農家は薄いというんですが、これJAが補助金を出していることを御存じですか、ああ、御存じ。であれば、やはりJAも出して今回これも出しているということで、そうするとやはり今、今回米価もどんどん安くなっている、稲作農家も同じだと思うんです。米価なんか2日ごとに値段下がっているんです、もう。2日ごとに値段が下がっていて、毎回毎回連絡文書が来る、本当にどんどん下がっちゃって。

コンバインだとか当然トラクター、軽油使います。この場合には免税軽油というあれがあるんですが、前回も申し上げた免税は物すごく手続きが面倒なんです。重油をたけばいいんでしょうけれども、重油だとフィルターが詰まったりとかいろいろあるので、やはり故障したら困るのでほとんどの皆さんは軽油を使います。ですから、この軽油に対しては免税の手続きを簡素化して少しやってあげれば税金ぶりになるんですから、通常のこの稲作農家あたり、普通の農家でも軽油は1軒当たりやっぱり300リッターか400リッター使うんです。ですから、今税金が幾ら、例えば30円すれば相当の金額になりますね、免税になれば。そういった面でのそちらのほうからの支援をお願いしたいと、このように思いますので、よろしくお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 農林漁業揮発油税減免制度というのは国の制度でございますが、全て国の指示に基づく手続きを踏まないと減免となっておりますので、その辺のご理解をよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ですから、国の指示は分かっているんですが、海匠支庁で申請するんですよね。そのときに、ですからトラクターがいつ買ったとか、年度がいつ買ったとか、古いトラクターなんか分からないですよね。コンバインだって今みんな10年以上使えるので、トラクター20年も使えるので、その買ったときの証明書を持ってこいとか、あと耕作面積は自分で分かりますが、そういったのを少し簡素化してもらえば、恐らく農家の人いても免税軽油を使っている農家は何軒もないと思うんですよ、手続きが面倒なんです。それだけなので、それを使えば本当に有利なんです、そういった意味での、国の制度は分かっていますが、申請のお手伝いをしてあげていただければなというような意味での質問でございしますが。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） なかなか個別の資産についての掌握というのは難しいものがございしますが、なるべく意に沿うような形で支援をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の質疑を終わります。

続いて、佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 先ほどの高橋議員と同じ項目になりますけれども、12ページの人事管理費、一部事務組合負担金マイナス6億5,189万1,000円、それと17ページの諸支出金の6億8,135万4,000円、この件について、違った角度からお伺いさせていただきます。

この件は、議会、特に大塚祐司議員の活躍によって明らかにされたものだと思うんです。そういった意味で議会活動、議員のお力がかかなりあったと。逆の見方を見ますと、100億円という掛け過ぎのお金が長年にわたって気がつかなかった、あるいは放置されていたと、非常に残念なんです、自分自身も含めて残念に思います。というのは、100億円というと金利1%にしても年1億円、2%だと2億円です。金利だけで1年間の議会費が出ちゃうわけですから、だからそういった意味で非常に残念なんです。

それと、金額が大きいので、この件は、それで一部事務組合と市との交渉、それから市と病院との交渉、二つに分かれるんだらうと思うんですけども、特にその一部事務組合との交渉で最終的にどういう形になったのか、もう1回その時期と、多分今年度だけじゃないんですけども、もう1回その点、いつ、どういうふうになって、今年度はこう、来年度はこうということをもう1回ちょっと説明していただければと思います。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員からはもう一度ということでありますので、もう一度述べさせていただきます。

（発言する人あり）

○総務課長（米本壽一） 議員からは、いつごろ交渉に入って、いつからこうなったのかということを書べよということでもありますので、この件は長い期間ずっといろいろな、毎年のように検討会を開いて行ってきたというものであります。毎年毎年この多く払っている団体と多くもらっている団体とで。ゼロを軸にした場合には中央病院というか旭市が一番上のほう、また反対側の団体もあるわけです。ですので、これはずっと長い間議論してきたところです。

先ほど申し上げましたように、減免の基準額というか、その額を今年60億円にしたわけですけども、今までは76という数字でありました。先ほども議員からの質問でもありましたとおり、こちらから働きかけたわけです。70億円にしようと、こういった要望も去年出したわけです。組合のほうは70億円ではなくて、結果的には60億円ということをして今年の6月26日付の書類で我々は受け取りました。議員は、では今年はそうなったよと、来年はということとは、さすがにその来年はこんな大きな基準額に対して大きな差は出ないと思います。今言えるところはここまであります。

以上です。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今申し上げましたとおり、仮に6億円でも金利1%にすれば600万円ですか、金額が大きいので、とにかく掛け金を減らすというんじゃないくて、返していただく、もうすぐ返してもらったほうがかなり金利だけでも違うわけですね。だから、そういった交渉をできないのかどうか。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） この改善策はいろいろな改善策があると思います。今、議員がおっしゃられたように、返してもらえばいいじゃないかというのが先ほどの60億円という基準額に対する返してもらうというこの制度なんですね。ところが、旭市の場合には中央病院という、退職手当というのは年数ともらう額は正比例していないわけです。1年の場合には幾ら、30年たっても30倍というそんな表ではないわけです。ですので、もらう制度だって、もらう側のその制度だってやっぱり変えていかなくちやいけないんじゃないかということで我々は組合のほうに働きかけているんですけども、この辺のところはこれからも続く要望になるかと思うしますので、その辺はご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） いずれにしても、議員のほうから、議会のほうから出てきてこういったいわゆる損金というんですか、掛け過ぎのお金が返ってくる。かなり金額が大きくなっていますので、金利面も含めて、もう金利が無視できない金額だと思うんです。その辺、交渉頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、17ページのほうは12号議案のほうで聞かせていただきますので、いいです。

○議長（日下昭治） 答弁は。

○16番（佐久間茂樹） いいです。

○議長（日下昭治） いいですか、はい。

佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、第12号議案、ページ2、その他特別利益について。

6億8,100万円、市からの結局あれですね、一部事務組合負担金の減免分として入るわけですが、この使い道ですか、どのようになっているのか。当然これが、今年はもうこれだけでも利益出ちゃうわけですから、もう病院、だいぶ黒字になると思うんです。そうすればその辺は、ややもすればボーナスに回っていくのか、どういう使い道なのか具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、ただいまのご質問です。この利益をどのように使うのかということでございますが、今、病院のほうも収支の改善ということで取り組んでおりまして、経費の削減に取り組んでいるところであります。特に今回のこの収益増ということで直ちに何をというところは現在考えておりませんが、より良質で高度で安心な医療を提供するために必要な時期に必要なものに投資する留保金という意味合いで考えております。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、今回の減免措置で市は減った分、全部中央病院に繰り出しちゃう、繰り出すわけです。ですから、そういう意味では今回の減免措置の中で市は全然メリットないんですよ、メリットあるのは中央病院だけなんです。中央病院は、そしてしかもあれですよ、市から約6億8,000万円ある。それから今年はあれですよ、この一部組合への繰り出し、減免を見越した中だと思うんですが、7億7,500万円ほど見ている。そうしますと14億5,000万円ですか、それだけ今年は病院がかなりそれだけで利益出ると思うんです。そんな中でやはり、これはちょっと余談になりますけれども、こういうただ利益として、特別利益としてこれは新しい勘定科目だと思うんですが、特別利益として出すんじゃなく、本来ならやっぱり将来の病院経営を考えた中でこの辺は、ちょっとこれは余談ですよ、やっぱり病院の今後の経営のための基金ですか、そういう制度を作った中でやっていくべきだと思うんですが、いかが一つお考えですか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいまありました基金等ということでの活用ということでございますが、そういったことも含めまして今回特別利益に受けまして、その後、通常であれ

ばこのまま利益が出ていけば利益剰余金という形になろうかと思いますが、その辺も含めまして考えさせいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 高橋議員と同じ点についての質問なんですけれども、重なるかもしれませんが、市のほうから6億8,000万円いただきまして、7億7,000万円ほど支払いが減りましたと。当然利益で14億6,000万円くらい出るわけなんですけれども、当初予算から見ますとこれに2億円くらい、17億円くらいの利益になるのかなと思うんですけれども、その辺の確認と、今の時点で、これは損益計算書ないですから、今の状態で今年度の利益がどのくらいになるか、そして来年度はどのくらいか。来年度は分からないという話をしますけれども、どちらにしろ、来年度もこのくらいの金額が24年度に比べてプラスになってくるわけですね。今まで60年間ずっと黒字で来たわけなんですけれども、今回のこの件についてこれは別枠で私はずっと黒字でいってほしいなと思うんですけれども、その辺の利益状況をお知らせ願えるかどうか。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、ただいまのご質問です。25年度の現状までの収支がどうかという話だろうと思っております。

当初予算で8,500万円プラスということで考えておりますので、そちらのほうにここで今回14億5,000万円合わせてプラスになるというところで現状のところ考えております。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） そうしますと、今年度は多分15億円くらいの利益が出ると。来年度はそれは分からないにしても、先ほど高橋議員からお話がありましたけれども、その利益をどうするか。それは市側とまた、先ほどは事務組合との交渉だったですけれども、今度は病院と市と交渉してその辺の調整はこれからの話なんだろうと思いますけれども、とにかくこの大塚議員の活躍によって出てきた利益を食い潰すことのないようにしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 答弁は。

○16番（佐久間茂樹） いいです。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

太田將範議員。

○4番（太田將範） 旧食彩の宿いいおか荘の民間の貸し付けについてということでの議案が出ておりますけれども、先日、一昨日4日に貸付先の資料をいただきまして、そのときにも全員協議会で多少発言しましたけれども、いろいろ貸付先についての疑問点が出てきているということで、きちんとした説明を議場で説明をしていただきたいということで質問させていただきます。

一つには、貸付先の経営状況についてということなのですが、いただきました資料の損益計算書と貸借対照表なのですが、これによりますと、これは正確に税務申告されているかどうかということは申告書の収受印があるものがあるということと、それから、これについての附属明細書というのが必ずあるんですけれども、それがついていませんで推測する限りでの質問とさせていただきます。ただ、検討する、議決をする前までにはその辺の資料もきちんとそろえていただきたいと思います。

一つには、この会社は、前々年は多少の黒字、前年は赤字、前期については24年決算におきましては大幅な赤字になっております。経常利益の大体2割の赤字と、経常損失が大体売上高の2割の赤字になっております。自己資本が1,000万円の損失です。どういうことかと申しますと、資本金を割り込んでおりますので、簡単にいいますと、このまま決算書を見て裁判所に出しますと破産宣告を受けることができるというこういう会社なんです。ですから、これについて経営上の非常に疑問があるということが1点です。こういう経営上の疑問のあ

る会社に果たして貸付先として妥当なものかどうか、この判断をちょっとお聞きしたいということです。

もう一つは、経営形態の問題です。合同会社というのは、日本版LLCといいまして、新しい会社法によって設立された会社です。これの法人格があるのかどうか、あるいは利益の分配等、こういったことについての組織上の問題が一つあります。これについての説明を求めると同時に、この会社が社会貢献をするということでNPO法人を立ち上げるということになっております。これについての責任上の問題、あるいは職務上の指揮権限の問題、この二つの合同会社とNPO法人についての説明を求めたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、提出された書類が税務署に出してあるかどうか、これは税務署に出してあるということで、申し訳ありません、会社のほうとは確認してございます。我々もちょっとあまり疑りをかけてあまりしたくないということです。ただ、議員から言われましたように、再度確認はいたします。

今の質問にありましたように、提出されました決算書類の中から分かりますように、第4期としましての、これ第4期、平成21年8月から翌年の7月までの売上げ、ここににつきましては約2億3,700万円、このときは利益が約90万円ほど出ておったと。5期につきましては22年8月から翌年23年7月、売上げが1億9,000万円、このときも利益につきましては約121万円ほど出ておった。議員がおっしゃる、指摘ありましたように、23年8月から24年7月、売上げが落ちまして1億6,800万円、当期の損失が1,400万円ほどある。これは決算書の記載のとおりでございます。

ただ、ここは先般ご説明させていただきましたように、建っているこのみやぎ蔵王高原ホテル、宮城県に所在します。そんなことで福島原発の風評被害が多かったと、これはご理解いただきたいと思います。現場の声を聞いてみますと、ちょっと言いづらいんですけども、福島を通してなかなか宮城に来てくれない、都会の方々が宮城に来てくれない、そこはご理解いただきたいと。そんなことで、昨日さらに第7期の分が無いかと、ただ7期の分につきましてはまだ税理士が作成中、作成中にもかかわらず実は本年5月までの決算を今入手、送らせまして、その中では約1,600万円ほど利益が出ている、そんなことで確認をしてございます。そういうようなことで、議員から6期の分が相当赤字であったんじゃないかというご

指摘、これはあくまでも風評被害によるもの、原発による風評被害によるもの、これが多かったという、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

それと、経営の組織形態でございます。これは法人格を有しているかと、御存じのように、合同会社ということでこれは当然会社組織、認められている会社組織でございます。議員のほうもこの合同会社、先般の会議の中でもいろいろご指導いただきました。私のほうからの回答としましては、さきの選定委員会の席上で審査委員、ここからも組織の代表に実はこの合同会社につきまして質問がございました。この際に、応募者から主な回答がございましたので、それを説明させていただきます。

一つは、その合同会社、働く方と資本を出す方の隔たりが無いと、そういう組織ですよ。二つ目は、株式会社であれば代表取締役あるいはあるわけですが、合同会社はあくまでも社長という表現ではなくて代表社員というそういう表現になります。会社としては合同会社、株主総会をやらなくてもいいと、規定でやらなくてもいい。合同会社につきましては、そういうようなことで議事録の作成は不要であって書類手続きが簡単である、これは認められた制度であると。将来、株式会社に簡単に移行できると。会社設立時の費用が少なく済むと、これは登記費用等も掲げまして少なくて済むと。簡単な表現を最後おっしゃいました。利益を分け合う会社というそういうことで聞いております。

我々いろいろ調べてみたんですけれども、ものの発祥は、お金を持っている会社と、実はお金が、少し資金力が無い例えばいろいろな研究機関、ここが手を組んで、お金を出すところとノウハウを出すところ、これを組んで合同会社を作っているいろいろな製品を開発する、それを売り込む、そういうようなことでこの合同会社ということを発祥したと、そんなことを聞いております。そんなことで会社組織としては認められた会社であるということでご理解いただきたいと思います。

あと、議員のほうからNPOというものがありました。ここは計画書の記載にありますように、今回無償で貸していただきたいと。我々からは再三実は以前から、無償ですけれどももし利益が出た場合どうするんですかと、利益が出た場合に合同会社のほうの懐に入れるのと、そういうような部分もいろいろ実は問うたわけですが、記載にありますように、企業の地域貢献としまして利益が出た場合には防災教育を主な目的としまして、（仮称）防災少年団、こういうものを設立するとか、あるいは防災イベントの企画をするとか、いろいろなことで地域貢献をしたい。この窓口として、できれば地元の方々と一緒に会社とは別にNPOという組織を作って、ここに対しての会社からの支援を行いたい、あるいは人材の支

援も行いたい。そういうようなことで、なかなか民間企業であるいいおか荘が事業主体として参加しにくい営利の伴わない事業、これをあくまでもNPOでやりたいんだと、そういう説明でございます。

ちょっと回答になるかどうか分かりませんが、以上でご回答申し上げます。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 回答いただきましたけれども、実際、民間委託の場合でこういうような資料を出していただいたのは今回初めてだと思いますので、そういう点ではかなり評価したいと思うんですけども、先ほど言いましたように、債務超過が1,000万円です、資本金500万円の会社で。そうしますと、普通一般的には銀行からの融資は受けられないと私は思います、私の経験から言いますと。一般から融資を受けられないから、この中に入っておりますように、一つには残高証明あるいは融資の証明、こういったものが必要になるかと思います。この決算書上からは改修費用になる二千数百万円をひねり出すことはまず無理です。融資も難しいということになれば、社長の個人的な信用力あるいは資産、こういったもので中小企業の場合、大体直接金融という形で融資を受けているんですね。ですから、この方の信用力がどれだけあるかということが代表者の方、これがひとつ非常に重要な内容になってくるんです。それについての証明が今回の資料には不足しております。ですから、これにつきましてはきちんとした裏づけをとってもらいたい。特にこの決算書の中において作られておる申告書がありますよね、そのコピーでいいですから、それは必ずもらっておく、あるいは附属明細書、特にこの中で短期貸付だとか非常に分からない勘定科目があります。これについての詳細な明細をとっておく必要があると思います。そうでないと、二千数百万円をどこから出してくるのかというこの問題があろうかと思います。ですから、この辺につきましてはきちんとした点検を必要とするものではないかと思います。

もう一つは、日本版LLCというのは有限責任です。ですから、この中身を見ますと、資料をいただいた中身見ますと、LLCが大株主というのは100%この代表者なんです。ということは個人経営と同じなんです。ですから、個人経営の場合は無限責任があるんです。ですから、自分が商売に失敗したならば全て自分が自己責任で全て処理しなければならないとなっております。ところがLLCというのは出資した範囲の中だけで責任をとればいいということになっています。ですから、原則連帯保証していなければ出資したお金だけの損失だけで済みます。

ですから、あとNPOにつきましては、これはやはり先般問題になりました。社会福祉の

ほうで、障害者福祉のほうで使い込みがあったということで問題になりました。その場合は、理事につきましては全て無限責任があります。ですから、どうしてこういうNPO法人の全部の責任のあるものを作るのかと。片方はLLCだということではちょっとやはり問題があるかと思うんです。このことにつきましてどのようにお考えになっているのか、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 議員からいろいろご質問ありましたが、要は第6期、23年8月から7月の分が大幅に損失が出ておると。これはご承知のように、先ほどから言っております原発事故に伴います風評被害と、その風評被害につきましては、実は東電さんが損害賠償に応じるということで、ここはこの会社も東電に対しての請求は行っている。その請求の受領が実はその第7期にきていると。そういうようなことで、その6期を見ると赤字、その翌年に、お金というのは当然東電から来るのは1年あるいは2年遅れてきますので、そういうようなことでその6期の赤字につきましては原発事故のあくまでも風評被害、これが多かったということでこれはご理解いただきたいと思います。

それと、金融機関からの信用力が無いんじゃないかということで、実は会社のほうからは、宮城からこちらへ来るわけですので金融機関とは今相談をしている。金融機関のほうからしてみると、貸してくれるかどうか分からないものに対して金融機関としてはゴーサインはなかなか書面としては出しづらいということは聞いております。貸してくれるかどうか分からないで融資しますよというそういう書面は金融機関としてはちょっと難しいなど。とは言いながら、我々は商工会とも通じまして日本政策金融公庫と来週打ち合わせすることになっています。国の金融機関である政策金融公庫が側面的にバックアップしていただけるかどうかも含めまして、今この応募業者も打ち合わせしたいということで考えております。

それと、NPOの質問がございました。あくまでもNPOは応募するこの企業の方が地域の貢献としてNPOを作って、そこでいろいろ地域貢献のお金を出したいんだよということです。市から支援をしてください、そういう意味合いではないということです。補助金を受けるための団体であると、そういう理解ではございません。あくまでもNPOを作って地域と一体となってやっていきたいと。一番いいおか荘がこれから抱えている問題としましては、旧合併前にあったり、あるいは合併直後にあったように、みんなが支えるような施設でないというおか荘というのは再建が難しいんじゃないかな、そんなことで地域の方と一体となっ

てこの応募者はやっていきたい、そういう趣旨でのNPOを作ってやっていきたい。自分たちの会社だけ何か防災少年教育、防災少年団を作っ云々、そういうことはやりたくない、地域の皆さん方と一緒に、そこが眼点にありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 今回初めてこういう形で資料をいただきまして、民間委託に関する契約ということで議案に提出されたことは評価いたします。

もう一つは、この方が100%出資しているということで個人と同じだということなんです。

それともう一つは、関連する会社が幾つかあって、その関連する会社の間の相互の決算がどうなっているのかということが私大切な問題だと思うんです。要するに、全員協議会でも林議員からありましたように、土木だとか建設の場合なんかですときちんとした経営評価がされているわけです。評点がきちんとして出ている。これは公的な機関が評点を出しているわけです。民間委託の場合、ほかの場合ほとんどこういうような評価がされていなくて入札が行われていると。これについてやはり考える必要があるだろうと思います。先ほど申しましたように、四つか五つの会社が連結されておりますので、連結した評価をしなければならないということだと思うんです。それに応じたような勘定科目が出ているんです。ですから、これにつきましては、代表監査委員の木村先生にお願いして、この辺の四つか五つの会社の総合的な連結決算をやってもらって貸付先として妥当かどうかという評価をしていただきたいと思います。私は思うんですけれども、その辺の検討はしていただけるのでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田將範議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） いろいろこの会社の代表の方、宮城県のこのホテルのほかに秋田県あるいは岡山県、ここでもホテルを運営されています。ここは地元の行政にも確認しまして経営状況はどうですかと、赤字から彼らが入ってきて今黒字でやっております。そういう確認を行政と我がほうの私と向こう側の行政の担当で電話では確認ですけれども、そういうことでデータ等は入手しております。さらに、先般ご説明しましたように、東京リサーチの中でも診断の結果、全国順位あるいは県内順位を表した書類、現在帝国データバンクにも実は調査を依頼してございます。そういうようなことで調査は今進めておるということでご理解いただきたいと思います。

実は昨日いろいろな資料の提供をこのみやぎ蔵王ホテル以外にも出せますかという部分で聞いております。彼らもいろいろ努力して来週中には意に沿うような書類を提出したいという

ふうに答えをいただいています。ただ、やめようかなという実は話もございました。そんなことで、そういうことを言わないで、我々もバックアップするけれども、ただ議員の皆さん方にご理解いただくような書類は必ず上げろよと、そんなことで実は来週早々にも一度こちらに見えていただけることになっていますので、そこでまた聞き取り調査等をさせていただきながら、今指摘いただいたことにつきましては情報の収集に努めてまいりたい、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第16号直接審議（先議）

○議長（日下昭治） おはかりいたします。議案第16号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第16号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決をいたします。

議案第16号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（日下昭治） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（日下昭治） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、木内欽市議員、柴田徹也議員、伊藤保議員。

文教福祉常任委員会より、向後悦世議員、伊藤房代議員、島田和雄議員。

建設経済常任委員会より、林七巳議員、平野忠作議員、宮澤芳雄議員。

以上の9名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（日下昭治） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において委員長及び副委員長を選任していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時50分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第５ 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（日下昭治） 日程第５、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に林七巳議員、副委員長に島田和雄議員、以上のとおりであります。

◎日程第６ 常任委員会議案付託

○議長（日下昭治） 日程第６、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第９号から議案第15号までの７議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

１、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託しました議案は、24日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第７ 常任委員会陳情付託

○議長（日下昭治） 日程第７、常任委員会陳情付託。

本定例会に提出されました陳情は、陳情第１号の１件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第１号の１件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表２、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、24日までに審査を終了されますようお願いをいたします。

○議長（日下昭治） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は10日定刻より開会をいたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時51分